三重県一般海域等管理条例
（仮称）

中　間　案

令和８年１１月

三重県

三重県一般海域等管理条例（仮称）

（目的）

第１条　この条例は、一般海域等の管理について必要な事項を定めることにより、一般海域等の公衆の適正な利用及び環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般海域　県が管理する海域のうち、次に該当するものを除くものをいう。

イ　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和２５年法律第１３７号）第２条に規定する漁港の区域内の水域

ロ　港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第３項に規定する港湾区域内の水域、同条第８項に規定する開発保全航路の区域内の水域及び同法第５６条第１項の規定により公告されている水域

ハ　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第２条第２項に規定する一般公共海岸区域（次号において「一般公共海岸区域」という。）並びに同法第３条第１項及び第２項に規定する海岸保全区域（次号において「海岸保全区域」という。）

ニ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成３０年法律第８９号）第２条第５項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、当該海域の管理について、法令に特別の定めがなされているもの

二　特定水域　県が管理する一般公共海岸区域内又は海岸保全区域内の水面の区域をいう。

三　一般海域等　一般海域及び特定水域をあわせた区域をいう。

（占用等の許可）

第３条　一般海域等において、次に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

一　工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を設けて一般海域等（上空及び海底を含む。）を占用すること。

二　一般海域内の海底の土石（砂を含む。第７条第６項第２号においても同じ。）を採取すること。

三　一般海域内の海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。

四　前三号に掲げるもののほか、一般海域等の公衆の適正な利用及び環境の保全に支障

を及ぼすおそれがある行為をすること。

2　知事は、前項の許可に一般海域等の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（適用除外）

第４条　前条第１項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一　公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が当該免許又は当該承認を受けて行う行為

二　漁業法（昭和２４年法律第２６７号）の規定による許可又は免許を受けた者が当該許可又は当該免許を受けて行う行為

三　水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号）の規定による許可を受けた者が当該許可を受けて行う行為

四　海岸法の規定による許可を受け又は協議をした者が当該許可を受け又は当該協議をして行う行為

五　前各号に掲げる行為のほか規則で定める軽易な行為

（許可の特例）

第５条　国又は地方公共団体が第３条第１項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議することをもって足り許可を受けることを要しない。当該協議した事項の変更をしようとするときも、同様とする。

（許可の基準）

第６条　知事は、第３条第１項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。

一　公共施設の利用又は公共事業の遂行に支障を与えるおそれがあるとき。

二　一般海域等の公共性及び公益性を著しく損なうおそれがあるとき。

三　一般海域等の環境の保全及び災害の防止に必要な配慮がされていないとき。

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき。

五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していないとき。

（占用料等の徴収等）

第７条　知事は、第３条第１項第１号又は第２号の規定による許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から別表第一又は別表第二に掲げる占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

2　知事は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項の被保護者である場合の占用料等についても同様とする。

一　漁業

二　一般海域等の環境の保全に著しく利益を与えると認められる事業

三　その他公益上特に必要があると認められる事業

3　前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

4　占用料等を納付すべき者は、第１項の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を４月３０日までに納付しなければならない。

5　知事は、前項の規定にかかわらず、第３条第１項第１号の許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

6　前２項の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。

一　第１１条第２項の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

二　天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

7　延滞金については、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和３９年三重県条例第１３号）の定めるところによる。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあった占用料等の額を控除した額とする。

8　延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

（地位の承継）

第８条　第３条第１項の規定による許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により第３条第１項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第９条　第３条第１項の規定による許可を受けて取得した地位を譲渡しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

２　前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（原状回復）

第１０条　第３条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る占用等の期間が満了したとき、又は当該許可に係る占用等を廃止したときは、直ちに一般海域等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

２　知事は、第３条第１項の規定による許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

３　第３条第１項の規定による許可を受けた者は、第１項本文の規定により原状に回復し、又は前項の規定による措置を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出し、その検査を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第１１条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却、工作物等により生ずべき一般海域等の管理上の障害を予防するために必要な措置若しくは原状に回復することを命ずることができる。

一　第３条第１項の規定に違反している者

二　第３条第２項の規定により許可に付けた条件に違反している者

三　偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

２　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第３条第１項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置若しくは原状に回復することを命じることができる。

一　占用等に係る区域を国又は地方公共団体が使用する必要が生じた場合

二　前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

（禁止行為）

第１２条　何人も、一般海域等において、みだりに、船舶その他の物件（以下「船舶等」という。）を捨て、又は放置してはならない。

２　知事は、一般海域等の利用その他の状況により、保全上特に必要がある区域及び保全上

特に支障となる船舶等を指定することができる。

3　知事は、前項の規定による区域又は船舶等の指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4　前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。

（放置船舶等の措置）

第１３条　知事は、第１２条第２項の規定により指定した区域に捨てられ、若しくは放置された同項の規定により指定した船舶等、又は一般海域等内に設けられた工作物等（以下これらをあわせて「放置船舶等」という。）が、一般海域等の管理に支障が生じ、一般海域等の管理のためにやむを得ないと認めるときは、第１５条に規定する手続により当該放置船舶等を移動することができる。

2　知事は、前項の放置船舶等について、第１６条に規定する手続により売却し、又は廃棄することができる。

（警告）

第１４条　知事は、放置船舶等の所有者に対し、当該放置船舶等を移動又は除却するよう警告することができる。

2　知事は、前項の規定により警告しようとする場合において、過失がなくて放置船舶等の所有者を確知することができないとき又は緊急の必要があるときは、前項の規定による警告を省略することができる。

（放置船舶等の移動）

第１５条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職員に、放置船舶等を移動させることができる。

一　前条第１項の規定による警告を受けた者がその警告に従わないとき。

二　前条第２項の規定により警告を省略したとき。

（移動した放置船舶等の措置）

第１６条　知事は、前条の規定により放置船舶等を移動させたときは、当該放置船舶等を保管しなければならない。

2　知事は、前項の規定により放置船舶等を保管したときは、当該放置船舶等を返還するため、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により周知しなければならない。

一　放置船舶等の所有者がいる場合　当該所有者に対し通知すること。

二　過失がなくて放置船舶等の所有者を確知することができない場合　公示すること。

3　知事は、前項第１号の規定による通知又は同項第２号の公示の日から起算して三月を経過してもなお放置船舶等を返還することができない場合において、次の各号のいずれ

かに該当するときは、当該放置船舶等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一　規則で定めるところにより評価した放置船舶等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するとき。

二　放置船舶等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき。

三　前二号で定めるもののほか、規則で定めるところにより知事が必要と認めたとき。

4　知事は、前項の規定による放置船舶等の売却につき買受人がない場合において、同項第１号に規定する価額が著しく低いときは当該放置船舶等を廃棄することができる。

5　知事は、前２項の規定により売却又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、三重県一般海域等放置船舶等処理委員会の意見を聴かなければならない。

6　第３項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7　前条から本条第３項までに規定する移動、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、放置船舶等の返還を受けるべき所有者その他第１４条第１項に規定する警告を受けるべき者の負担とする。

（三重県一般海域等放置船舶等処理委員会）

第１７条　知事は、前条第５項の規定により売却又は廃棄することその他必要と認める事項について、調査し、審議させるため、三重県一般海域等放置船舶等処理委員会（以下、第２項及び第５項において「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

3　委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。

4　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

（報告の徴収及び立入検査等）

第１８条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第３条第１項の規定に違反した者又は占用等をした者に対し、一般海域等の管理上必要な事項について報告を求めることができる。

2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占用等をした者、占用等が行われる場所、占用等をした者の事務所若しくは事業場若しくは第１２条第１項の規定により指定した区域に捨てられ、若しくは放置された船舶等に立ち入らせ、占用等若しくは船舶等の状況、帳簿その他必要な書類を検査させ、船舶等若しくは工作物等の所有者を確認させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第３条第１項の規定に違反した者

二　第３条第２項の規定により許可に付けられた条件に違反した者

三　詐欺その他不正な手段により第３条第１項の規定による許可を受けた者

第２０条　第１１条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第２１条　第１２条第２項の規定により指定された区域に、同項の規定により指定された船舶等を捨て、又は放置した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第２２条　第１８条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第２３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第１９条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第２４条　詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

第２５条　第８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

（規則への委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和●年●月●日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に三重県一般海域等管理規則（昭和４３年三重県規則第５２号）第３条第１項の許可を受けている者は、当該許可と同様の条件により第３条第１項の許可を受けている者とみなす。この場合において、既にこの者から三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例（平成１２年三重県条例第１５号）第３条の規定による使用料等を徴収しているときは、当該使用料等のうち、この条例の施行の日以降の期間に係る部分については、第７条第１項本文の規定による占用料等として徴収したものとみなす。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

占用料

種別		単位	年額占用料
第一種電柱		一本につき	一、二〇〇円
第二種電柱		一本につき	一、八〇〇円
第三種電柱		一本につき	二、五〇〇円
第一種電話柱		一本につき	一、一〇〇円
第二種電話柱		一本につき	一、七〇〇円
第三種電話柱		一本につき	二、四〇〇円
その他柱類		一本につき	八二円
鉄塔		一平方メートルにつき	一、六〇〇円
架空線		一メートルにつき	一一円
排水樋管		一箇所一式につき	二、五八〇円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径〇・一メートル未満	一メートルにつき	五五円
	外口径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートルにつき	八二円
	外口径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一メートルにつき	一一〇円
	外口径〇・二メートル以上〇・四メートル未満	一メートルにつき	二二〇円
	外口径〇・四メートル以上一メートル未満	一メートルにつき	五五〇円
	外口径一メートル以上	一メートルにつき	一、一〇〇円
軌条布設		一平方メートルにつき	二六〇円
通路及び通路橋		一平方メートルにつき	二一〇円
材木けい留場		一平方メートルにつき	二一〇円
水路及び暗渠類（排水樋管を除く。）		一平方メートルにつき	八〇円
桟橋及び渡船場		一平方メートルにつき	一四〇円

その他の工作物等	一平方メートルにつき	五〇〇円

備考

一　第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

二　第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

三　許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。

四　面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一メートルとして計算する。

五　許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額使用料をもって計算した額に百分の百十を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

六　一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

七　特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二（第七条関係）

土石採取料

種別	単位	土石採取料
土砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの　一立方メートルにつき	二二〇円
野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの　一個につき	六六円
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの　一個につき	八八円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの　一個につき	一五四円
転石 （割石を含む。）	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、二〇〇円

備考

一　採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。

二　一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

三　この表の土石採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。